

「指定居宅サービス」重要事項説明書

～短期入所生活介護・予防短期入所生活介護～



テンダーヒル御所
テンダーヒル御所みのり館

法人

法人名	社会福祉法人 明徳会
代表者 役職名、氏名)	理事長 山本忠行
法人住所	奈良県御所市船路415
連絡先	TEL: 0745-66-2500 FAX: 0745-66-2512 e-mail: info@tender.or.jp url: www.tender.or.jp
設立年月日	平成6年12月21日

指定事業所

事業所名	テンダーヒル御所	テンダーヒル御所みのり館	
事業所番号	2970800013	2970800633	
所在地・連絡先	上記法人住所と同じ	上記法人住所と同じ	
指定日	介護	平成12年1月31日	平成27年5月1日
	予防	平成18年4月1日	

事業所目的及び運営方針

介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に短期入所生活介護サービスを提供します。
事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・福祉・医療サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとします。

営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	8時30分～17時30分

通常の事業実施地域

御所市
五條市（小山・出屋敷・小和・久留野・居博・近内・住川）
新庄（忍海・新村・新町・南花内・西辻・林堂・脇田・薑）

利用定員

	テンダーヒル御所	テンダーヒル御所みのり館
定員	10名+介護老人福祉設空床	介護老人福祉設空床

職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	配置数	勤 務 体 制	職務内容
施設長	1名	8：30～17：30（常勤）	従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、それぞれの利用者に応じて短期入所生活介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明を行う。
ソーシャルワーカー （生活相談員）	1名以上	8：30～17：30（常勤）	管理者の補助ならびに利用者又はその家族の生活の相談に応じるとともに、短期入所生活介護計画に基づいたサービスの実施のために必要な連絡調整を行う。
ケア ワーカー	テンダーヒル御所		短期入所生活介護計画に基づき主として利用者の介護を行う
	20名以上	日 勤：07：00～16：00 準夜勤：13：00～22：00 夜 勤：22：00～07：00	
	テンダーヒル御所みのり館		
	13名以上	日 勤：07：00～16：00 準夜勤：14：00～23：00 夜 勤：23：00～08：00	
間接介護職員	1名以上	09：00～18：00	ケアワーカーの補助を行うと共に、利用者の住環境整備を行う。
看護職員	テンダーヒル御所		短期生活介護計画に基づき主として利用者の健康管理を行う。
	2名	日勤9：15～18：15 上記時間外はオンコール対応	
	テンダーヒル御所みのり館		
	2名	日勤8：00～17：00 上記時間外はオンコール対応	
機能訓練指導員	1名		短期生活介護計画及び、個別機能訓練計画に基づき、利用者の機能訓練を実施。

サービスの概要

<p>食事</p> <ul style="list-style-type: none"> 当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。 ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。 <p>（食事時間）朝食： 8：00～ 昼食：12：00～ 夕食：18：00～</p>
<p>入浴</p> <ul style="list-style-type: none"> 入浴又は清拭を週2回行います。 寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。
<p>排泄</p> <ul style="list-style-type: none"> ご契約者の機能に応じた排泄や介助を行います。
<p>機能訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> 機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の減退を防止するための訓練を実施します。 <p>その他自立への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。

サービス利用料金について 地域加算7級地にて1単位は10.17円となります。

●テンダーヒル御所（従来型）

利用料(1日あたり)

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス利用料金 （従来型個室・多床室とも）	603単位	672単位	745単位	815単位	884単位
連続利用して61日以降	573単位	642単位	715単位	785単位	854単位

介護予防 利用料（1日あたり）

要介護度	要支援1	要支援2
サービス利用料金 （従来型個室・多床室とも）	451単位	561単位

●テンダーヒル御所みのり館（ユニット型個室）

利用料(1日あたり)

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス利用料金	704単位	772単位	847単位	918単位	987単位
連続利用して61日以降	670単位	740単位	815単位	886単位	955単位

介護予防 利用料（1日あたり）

要介護度	要支援1	要支援2
サービス利用料金	529単位	656単位

加算

	テンダーヒル御所 (従来型)	テンダーヒル御所みのり館 (ユニット型)
送迎加算（片道）	184単位	
療養食加算（1回）	8単位（1回）	
夜勤職員配置加算Ⅰ （介護予防は除く）	13単位	18単位
サービス提供体制加算Ⅱ	18単位	18単位
サービス提供体制加算Ⅲ	6単位	6単位
機能訓練体制加算	12単位	
短期生活処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の140/1000 加算	
短期生活処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の136/1000 加算	

※食費

所得段階	負担額
第1段階	300円
第2段階	600円
第3段階 ①	1,000円
第3段階 ②	1,300円
第4段階以上	朝 336円 昼 777円 夕 723円

※ 滞在費

所得段階	負担額		
	多床室	従来型個室	ユニット型個室
第1段階	0円	380円	880円
第2段階	430円	480円	880円
第3段階①	430円	880円	1,370円
第3段階②	430円	880円	1,370円
第4段階以上	915円	1,231円	2,066円

※第1段階～3段階については、介護保険負担限度額認定申請をしていただき認定証の提示が必要です。

日常生活費

1日につき	153円
-------	------

教養娯楽費

1日につき	200円
-------	------

その他

おむつ代	サービス料金に含まれます
テレビレンタル料	112円/日（テレビ電気代を含む）
電気代（小）・（大）/ 1日	10円・18円（1コンセント）

通常の事業実施区域外への送迎(通常の営業区域外)

送迎加算（片道）の184円に加え、以下の費用が必要となります	
本所から送迎場所まで、片道10km未満	1,000円（片道）
本所から送迎場所まで、片道10キロ以上20キロ未満	2,000円（片道）
本所から送迎場所まで、片道20キロ以上30キロ未満	3,000円（片道）
本所から送迎場所まで、片道30km以上	5,000円（片道）
距離に関わらず、タクシーを使用した場合は実費負担	

緊急時病院通院

車両使用量	5kmまで1,569円 ※それ以上は1kmまで毎に306円追加
付き添い料	30分ごとに1,039円

ご契約者の体調の変化により施設の車両にて通院を行い、また付き添いを必要とする場合には実費をご負担いただきます。

※利用料金のお支払い方法について

ご利用料金等は、1ヶ月毎に集計し、毎月15日頃に請求書をお送りしますので、次の何れかの方法でお支払いください。

金融機関（南都銀行・郵便局・奈良県農業共同組合）口座からの自動引き落とし ・引落日は、毎月20日です。 （郵便局のみ、20日に引落不能の場合は28日に再度引落しを行います） ・残高不足等で引落不能の場合は、翌月に2ヶ月分が引き落とされます。 ・ <u>口座振替手数料は、利用者負担となります。今後消費税増税等の栄養により手数料に変動が生じる場合があります。</u>
指定口座（南都銀行または郵便局）への振込 ・振込手数料は、利用者様負担となります。 ・請求書が届いた月の末日までにお振り込みください。
現金によるお支払い 請求書が届いた月の末日までにご持参ください。

非常災害時の対策

非常時の対応	別途で定める「テンダーヒル御所 消防計画」に則り対応を行います	
平常時の訓練	上記と同様の計画に則り年2回の夜間及び昼間を想定した避難訓練を、消防署の指導のもと、ご利用者も参加して実施します。	
消防計画	消防署への届出日	平成18年7月11日
	防火管理者	施設長 山本忠行

苦情の受付について

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

苦情受付担当者	ソーシャルワーカー 西川 志津代 第三者委員 なら高齢者・障害者権利擁護ネットワーク (担当 阪本耕一 山口和朗) Tel 0742-26-6963 Fax 0742-26-6964
苦情解決責任者	施設長 山本忠行
受付時間	毎週月～金曜日 9:00～17:00
連絡先	Tel 0745-66-2500 Fax 0745-66-2512 e-mail info@tender.or.jp

行政機関その他苦情受付期間

御所市 高齢対策課	所在地 御所市1-3 電話番号 0745-62-3001 受付時間 8:15～17:15
奈良県社会福祉協議会	所在地 奈良県橿原市大久保町320番地の1 電話番号 0744-29-1201 受付時間 9:00～17:00

利用者等の意見を把握する体制・第三者による評価の実施状況

利用者アンケート調査・意見箱等利用者等を把握する取組	有・無	
	実施日 平成30年9月30日	結果の開示 有・無
第三者による評価実施状況	有・無	
	直近の実施日 平成20年6月20日	評価機関名称 特定非営利活動(NPO)法人なら高齢者障害者権利擁護ネットワーク
	結果の開示 有・無	開示方法 奈良県公式ホームページ福祉サービス第三者評価／評価結果一覧

※ご意見受付ボックスは、事務所前展示コーナーに設置しています。

虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。 (1) 虐待を防止するための委員会を定期的開催するとともに、従業員に周知徹底する研修の実施をはかる。 (2) 虐待防止のための指針を整備する。 (3) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備 (4) その他虐待防止のために必要な措置 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。
--

サービスの利用に関する留意事項

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
- 故意に、またわずかな注意を払えば避けられたのにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に修復していただくか又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
- 事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。
- 当事業所内での飲酒はできません。

サービス利用中の医療の提供について

医師の診断または医療的処置が必要であると当施設が判断した時は、かかりつけの主治医において対応していただきます。その際まずご家族に連絡を取り、お迎えに来て頂き、原則としてご家族によって受診していただきます。

但し、ご家族での受診が困難な場合は当施設にて病院までの送迎をさせていただきますがその場合でも受診の付き添いは必ずご家族にてお願いします。

尚、ご利用中の定期受診等については、ご家族で対応をお願いします。

事故発生時の対応及び損害賠償

事故発生時の際は直ちに、ご家族及び居宅支援事業者、並びに保険者（市町村）に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供にあたり賠償すべき事故が発生した場合は、速やかにその損害を償いたします。

秘密保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する業務は、契約が終了した後も継続します。事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意を持って管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。その他、当法人における個人情報の利用目的は次のとおりです。

社会福祉法人明徳会における個人情報の利用目的

1. 当法人内で利用するもの
 - ① 当法人の運営する各事業部門がご利用者に提供する介護福祉サービス
 - ② 介護保険事務
 - ③ ご利用者に係る各事業部門の管理運営業務のうち、
 - ・入退居等の管理
 - ・会計、経理
 - ・事故等の報告
 - ・当該ご利用者の介護福祉サービスの向上
 - ④ 費用の請求および受領に関する事務
 - ⑤ 法人又は当該事業部門全体の介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ⑥ 学生等の現場実習への協力
 2. 他の機関および事業者等への情報提供を伴うもの
 - ① 他の居宅サービス事業所や居宅介護支援事業所および医療機関との連携、照会への回答等
 - ② 介護福祉サービス提供にかかる業務委託
 - ③ 家族等への心身の状況説明
 - ④ 介護保険事務の委託
 - ⑤ 介護保険審査支払機関へのレセプトの提出
 - ⑥ 介護保険審査支払機関または保険者からの照会への回答
 - ⑦ 損害賠償保険、傷害保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
 - ⑧ 苦情解決にかかる第三者委員への相談および照会の回答
 3. 法令上、介護関係事業者（従事者を含む）が行うべき義務として明記されているもの
 - ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業者等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 4. 行政機関等の報告徴収・立入検査等に応じることが間接的に義務づけられているもの
 - ① 市町村による文書等提出の要求への対応
 - ② 厚生労働大臣又は県知事による報告命令、帳簿書類等の指示命令等への対応
 - ③ 県知事による立ち入り検査等への対応
 - ④ 市町村が行う利用者からの苦情に関する調査への協力等
 - ⑤ 事故発生時の市町村への連絡
- 以上

